

令和2年5月18日

令和2年第2回神奈川県議会定例会

# 総務政策常任委員会資料

(令和2年5月15日付託分)

## 附属資料

総務局

## 目 次

	ページ
1 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する 条例関連の新旧対照表 .....	1
2 職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表 .....	3

1 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）新旧対照表  
 〈第1条関係〉

改正後	改正前
附 則 1～55 (略) <u>(期末手当に関する特例)</u>	附 則 1～55 (略) <u>(新規)</u>
56 <u>令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当（管理職手当を受けるべき職を占める職員に支給するものに限る。）の額は、第15条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の8に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u> <u>(勤勉手当に関する特例)</u>	<u>(新規)</u>
57 <u>令和2年6月及び同年12月に支給する勤勉手当（管理職手当を受けるべき職を占める職員に支給するものに限る。）の額は、第16条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の8に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u>	

任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号）新旧対照表  
 〈第3条関係〉

改正後	改正前
附 則 1～8 (略) <u>(期末手当に関する特例)</u>	附 則 1～8 (略) <u>(期末手当に関する特例)</u>
9 (略)	9 (略)
10 <u>令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当（第1号任期付研究員に支給するものに限る。）の額は、第6条第2項の規定により読み替えて適用する給与条例第15条第2項の規定にかかわらず、第6条第2項の規定により読み替えて適用する給与条例第15条第2項の規定により定められる額からその100分の8に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u>	<u>(新規)</u>

任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）新旧対照表  
 〈第4条関係〉

改正後	改正前
<p>附 則 1～9 (略) <u>(期末手当に関する特例)</u></p>	<p>附 則 1～9 (略) <u>(期末手当に関する特例)</u></p>
<p>10 (略)</p>	<p>10 (略)</p>
<p>11 <u>令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当の額は、第8条第2項の規定により読み替えて適用する給与条例第15条第2項及び第8条第2項の規定により読み替えて適用する学校職員給与条例第19条第2項の規定にかかわらず、第8条第2項の規定により読み替えて適用する給与条例第15条第2項及び第8条第2項の規定により読み替えて適用する学校職員給与条例第19条第2項の規定により定められる額からその100分の8に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>

2 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年神奈川県条例第53号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条～第50条（略） 附則 (施行期日等)	第1条～第50条（略） 附則 (新規)
1（略） (神奈川県地方警察職員の特殊勤務手当に関する 条例の廃止)	1（略） (新規)
2（略） (感染症等接触手当の特例)	2（略） (新規)
3 <u>職員が多数の新型コロナウイルス感染症患者等（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この項において同じ。）の病原体を有し、又は有する疑いのある人をいう。以下この項及び次項において同じ。）が滞在する施設若しくは滞在するための施設又はこれらに準ずる場所において、新型コロナウイルス感染症患者等に接する業務又は新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、若しくは付着している疑いのある物件に接触する業務であつて人事委員会が定めるものその他これらに準ずる業務として人事委員会が定める業務に従事したときは、感染症等接触手当を支給する。この場合において、第10条の規定は適用しない。</u>	
4 <u>前項に規定する手当の額は、日額3,000円（新型コロナウイルス感染症患者等の身体に接触し、又は新型コロナウイルス感染症患者等に長時間にわたり接する業務その他人事委員会がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあつては、4,000円）とする。</u> (警察業務手当の特例)	(新規)
5（略）	3（略）